

2025 年

4 月号 NO.444

2025/4/1 発行



埼玉県幸手市
(撮影 渡部 時基)

相続は次世代への“恩つなぎ”

相続では相続人同士によって遺産の分割で揉めることが多々ある。どうしたらスムーズに承継が出来るか。

これは大問題である。これは生き立ち、親子の関係、学業援助、結婚への支援・・・。

その他種々、相続をキッカケにこれまでの不満が一気に現れるから、相続人同士で揉めてしまうのは当然かもしれない。すべて良しとはいかないのが相続である。

民法で法定相続分を定めてはいるが、これに従う必要はなく、相続人同士での話し合いということになる。では遺言書があればということになるが、遺言書があるからといって絶対ということはない。

私はある財産分割で揉めた場に出くわした。

兄弟5人で言い合いになった。5人はそれぞれ他の兄弟との差の不満を言っている。ところが話しの終わりに皆が輪になって祈り合うのである。

それはクリスチャンであった牧師の相続であった。

私は信仰の奥深さを、その時知った。察するところ後に続く子供たちのために祈ったのではないかと思った。

その場限りの一時的なものでなく将来に続くのが相続である。

卑近な例で、よく「墓場まで持っていけないのが相続財産である」と言われる。ある程度のところで、十分ではなくても、折り合えるかどうか分岐点となる。

人間は人生の中で、いろいろな場面を過去に持つ。破産、離縁、債務、義理の親族関係など複雑である。話し合える相続人同士ばかりではない。そんな時に「遺言書」などの書面を生前に作っておくことが大切となる。

現代、世の中は複雑極まりない。情報はあふれ、長生きは介護、認知症の発症を引き起こす。

そして相続は突然やってくる。決して逃れることができない人生の1ページである。

富める者、貧しきもの、普通の庶民の為、増え続ける相続の案件に寄り添う毎日である。



(宇久田 進治)

【ドル建】 一時払い終身保険のご案内

資産運用・リスク分散にいかがでしょうか

今回は、ドル建てによる一時払い終身保険についてご案内させていただきます。外貨建で資産を運用しながら、終身保障も得られるお得な保険商品です。円建て保険と比べて高い利回りが期待でき、資産の分散投資にも役立ちます。一括で保険料を支払うことで、その後の支払いの手間を省けるのも魅力です。また、保険金は家族への確実な財産として受け渡し可能で、相続対策としても有効です。注意点として、ドル建の商品には必ず「為替リスク」が伴うため、契約前に十分な理解が必要です。ご興味のある方は、事務所担当者までお問い合わせください。

仲立人交付資料

組合員限定

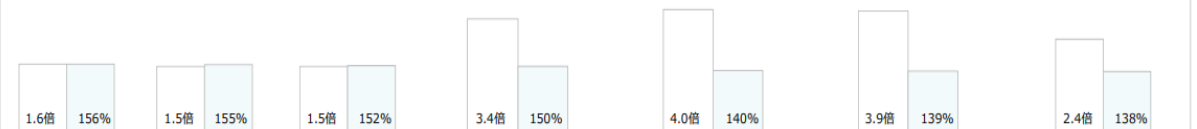
【ドル建】 一時払終身保険 各社一覧表 (健康告知なし)

保険会社	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社
利率_保証期間	4.55%_10年	4.47%_10年	4.37%_20年	4.80%_30年	4.97%_終身	4.97%_終身	4.86%_20年

保障倍率と解約返戻率

※10年後

【50歳 男性】



経過年数	年齢	解約返戻率 (= 保障倍率)	解約返戻率 (= 保障倍率)	解約返戻率 (= 保障倍率)	保障倍率	解約返戻率	保障倍率	解約返戻率	保障倍率	解約返戻率	保障倍率	解約返戻率
1年	51歳	94%	99%	96%	1.0倍	99%	1.0倍	97%	1.0倍	97%	1.0倍	97%
2年	52歳	100%	104%	101%	1.7倍	105%	1.0倍	102%	1.0倍	102%	1.7倍	101%
3年	53歳	106%	110%	107%	2.6倍	110%	1.0倍	107%	3.9倍	106%	2.4倍	105%
4年	54歳	112%	116%	112%	3.4倍	115%	4.0倍	111%	3.9倍	110%	2.4倍	109%
5年	55歳	118%	121%	118%	3.4倍	121%	4.0倍	116%	3.9倍	115%	2.4倍	113%
6年	56歳	125%	128%	124%	3.4倍	126%	4.0倍	120%	3.9倍	119%	2.4倍	118%
7年	57歳	132%	134%	131%	3.4倍	132%	4.0倍	125%	3.9倍	124%	2.4倍	122%
8年	58歳	140%	141%	138%	3.4倍	138%	4.0倍	130%	3.9倍	129%	2.4倍	127%
9年	59歳	148%	148%	145%	3.4倍	144%	4.0倍	135%	3.9倍	134%	2.4倍	132%
10年	60歳	156%	155%	152%	3.4倍	150%	4.0倍	140%	3.9倍	139%	2.4倍	138%
11年	61歳	162%		159%	3.4倍	156%	4.0倍	145%	3.9倍	144%	2.4倍	143%
12年	62歳	169%		166%	3.4倍	162%	4.0倍	151%	3.9倍	149%	2.4倍	149%
13年	63歳	177%		173%	3.4倍	169%	4.0倍	156%	3.9倍	155%	2.4倍	155%
14年	64歳	185%		181%	3.4倍	175%	4.0倍	162%	3.9倍	160%	2.4倍	161%
15年	65歳	194%		189%	3.4倍	182%	4.0倍	168%	3.9倍	166%	2.4倍	168%
16年	66歳	203%		198%	3.4倍	189%	4.0倍	174%	3.9倍	172%	2.4倍	174%
17年	67歳	212%		206%	3.4倍	196%	4.0倍	180%	3.9倍	178%	2.4倍	182%
18年	68歳	222%		216%	3.4倍	204%	4.0倍	186%	3.9倍	185%	2.4倍	189%
19年	69歳	233%		225%	3.4倍	212%	4.0倍	193%	3.9倍	191%	2.4倍	197%
20年	70歳	243%		235%	3.4倍	220%	4.0倍	200%	3.9倍	198%	2.4倍	206%
25年	75歳	303%		288%	3.4倍	267%	4.0倍	235%	3.9倍	233%	3.5倍	240%
30年	80歳	380%		358%	3.4倍	328%	4.0倍	271%	3.9倍	268%	3.5倍	279%

○解約返戻率は市場価格調整を反映していません。○利率保証期間経過後の数値は、契約時の運用利率（積立利率・基準利率）が続いた場合の概算値です。（薄文字部分）

○上記の表示は保険商品について一定の項目のみを表示したものであって、保険商品間の優劣を意味するものではありません。○商品の詳細は「パンフレット」又は「契約概要書」をご確認ください。また、その他ご注意いただきたい事項は「注意喚起情報」ご契約のしおり・約款をご確認ください。

上記はいずれもドル建ての一時払い保険商品です。例えば一時払金が **1,000 万円** だったとき、いずれも返戻金は2年目以降で 100% を超え、10 年目で比較した時には A 社では 156%、つまり 1,560 万円が返戻金となります。

また、保障倍率 3.4 倍、4.0 倍・・・とあるのは死亡保障となっていて、例えば D 社においては被保険者が 55 歳に万が一の時の場合、掛金の 3.4 倍、つまり 3,400 万円が保険金として支払われることになります。

ただこれらの金額には為替リスクが伴います。現在 1 ドル = 150 円とした場合、約 66,000 ドル

＊10 年後円安(1 ドル = 170 円)の場合 → 約 58,800 ドルに

＊10 年後円高(1 ドル = 130 円)の場合 → 約 76,900 ドルに

それぞれ変容しますので、今後の為替レートにも注意が必要です。

いずれも **円建ての商品ではありえない返戻率** ですので、為替リスクはありますが、ご一考の価値はあると思います。

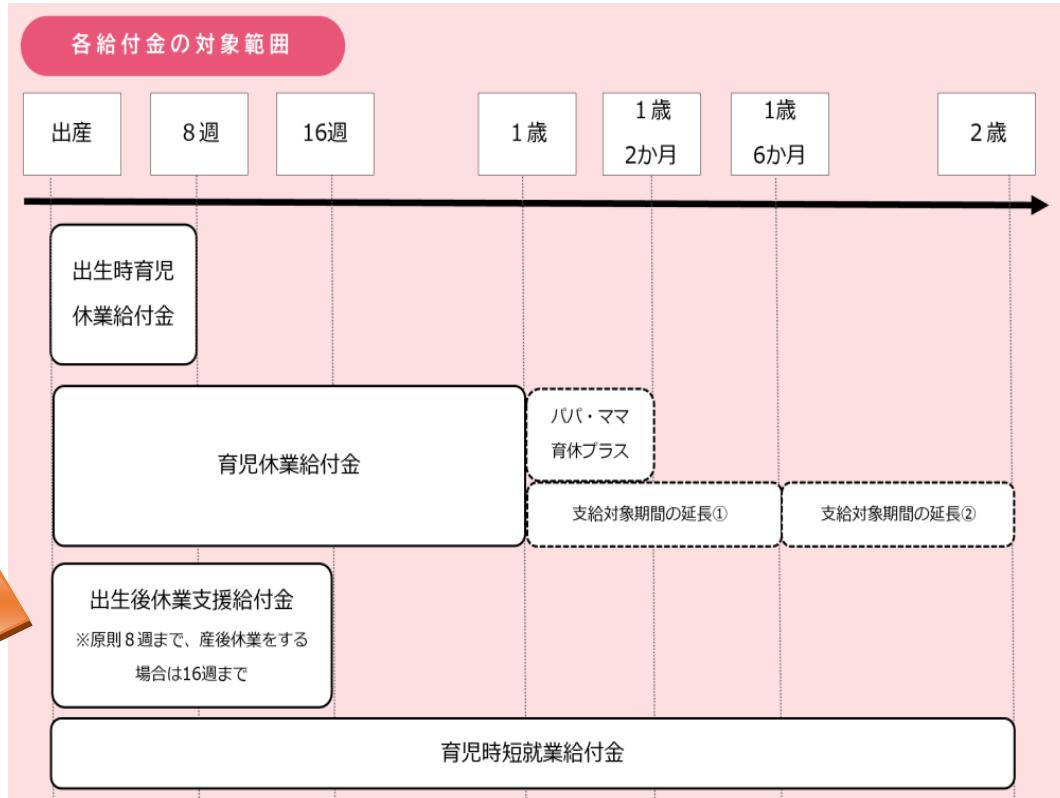
ご興味がおありの方はぜひ一度お気軽に、担当者へご相談ください。

(保険事業班)

2025 年 4 月から「出生後休業支援給付金」「育児時短就業給付金」が始まります

「出生後休業支援給付金」とは？

すでに制度化されている「出生後育児休業給付金」と「育児休業給付金」を上乗せする給付金です。



支給要件

1. 被保険者が、対象期間に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後育休パパまたは育児休業給付金が支給される育児休業を通算して 14 日以上取得したこと。
2. 被保険者の配偶者が、「この出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して 8 週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して 14 日以上育児休業を取得したこと、または、この出生日の翌日において配偶者の育児休業を要件としない場合に該当していること。

出生した子の両親となる被保険者とその配偶者が同時に育児休業（または産後休業）を取っている場合に支給対象となります。ただし、申請する被保険者の配偶者がいない、あるいは配偶者が被雇用者でない等一定の場合は、配偶者要件は必要ありません。

支給額 「休業開始時賃金日額 × 休業期間の日数（28日が上限） × 13%」です。

この給付金には税・社会保険料がかかりませんので、休業前の給与収入の手取り額がほぼ全額補てんされる形です。

次月に「育児時短就業給付金」についてご案内します。



（社会保険労務士 八幡祐輔）



最近の一枚



弊所最大の繁忙期でもある、個人の確定申告シーズンが終了しました。

事務所からの計らいで、確定申告シーズンが終わると職員みんなで打ち上げを開催します。

このときばかりは普段より少し贅沢に、ごちそうを頂いて今後の活力をチャージします。今年は立派な器でおいしいお魚をおなか一杯頂きました。

ごちそうさまでした！

(松下 洋平)

払いたくない税金も、きっと誰かを助けている

税理士事務所は納税者様の税金の計算を行っています。税金を払いすぎる必要は全くありませんが、極端に納税の意識が低い方のお仕事はお断りするときもございます。



国の財政支出は膨らむ一方で、特に社会保障関係費(年金・医療・福祉など)は令和6年度当初予算でも37兆円を超えていました。国の税収は約70兆円ですので半分以上です。社会保障は私たちの生活でも非常に大切です、そのほかの財政支出でも道路整備等の公共事業、教育や科学技術発展のための費用等、重要なことも多く、私たち皆その恩恵を受けている事実がございます。

「税金を払いたくない」とおっしゃる方も当然いらっしゃいますが、これは支払っているからこそ言える言葉です。相互扶助の社会・・・力になれるときになって、助けてもらうときは助けてもらいましょう。

(・・・なんて言いましても納税者様側の立場を忘れずに従事してまいりますのでご安心を！)。

(宇久田 秀雄)

所長・職員一同、みなさまからのご意見・ご感想をお待ちしております。

発行・編集 宇久田進治税理士事務所/株経営センターグロウ

〒251-0042 神奈川県藤沢市辻堂新町 1-1-2 クロスポイント湘南 6F

TEL 0466(36)0627 / FAX 0466(33)4892



毎週日曜日 18時～18時29分 FM83.1

日曜日の夕暮れ時は、

『ざいつきげんの音楽鍋』でよいひと時を♪

